

令和 2 年 6 月 4 日
科学研究費委員会決定

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程の 令和 2 年度審査における特例取扱いについて

(経緯等の概要)

- 新型コロナウイルス感染拡大等の状況を踏まえ、3月下旬以降、日本学術振興会（以下「JSPS」という。）で行っている科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の審査を中断。
- 以後 JSPS において、中断した審査の再開に向け様々な角度から検討。しかしながら、審査の延期だけでは解決することが極めて困難な状況であると判断。
- JSPS から文部科学省に対し「令和 2 年度に限り柔軟な対応を採ること」の了承を要請。
- 文部科学省は、JSPS の要請を踏まえ、科学技術・学術審議会での審議を要請。
- 審議の結果、「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方の令和 2 年度審査における特例」が科学技術・学術審議会により決定。
- 令和 2 年 5 月 21 日付けで文部科学省より JSPS に対し、令和 2 年度審査における特例について通知（別添参照）。

(令和 2 年度審査における特例取扱いの考え方)

前述の「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方の令和 2 年度審査における特例」の内容を踏まえるとともに、JSPS における検討内容を総合的に勘案し、「Web 会議」形式による委員会開催等を前提とした特例取扱いを定めることとする。

今回の措置は、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（令和 2 年 5 月 12 日改正）」（以下「規程」という。）第 1 2 条に定める「審査の進め方」のとおり実行することが困難である状況を考慮した特例取扱いである。

(特例取扱いの内容)

「規程」のうち、「特別推進研究」、「基盤研究（S）」及び「挑戦的研究（開拓・萌芽）」に関連する別紙 1 の規定については、令和 2 年度審査・評価に限って適用しないこととし、別紙 2 「新型コロナウイルス感染拡大等の状況を踏まえた令和 2 年度特別推進研究、基盤研究（S）、挑戦的研究の審査方式について」のとおり取り扱うこととする。

技術的な課題等により別紙 2 の審査方式等の実施が困難なことが判明した場合又は別紙 2 に記載のない事項で委員会において決定する必要が生じた場合には、改めて審議を行い決定するものとする。

なお、科研費の公正な審査のためには、規程第 6 条による「守秘の徹底」について厳格に取り組まれている必要があることは言うまでもない。今回実施する「Web 会議」形式による委員会は、審査委員の集合により閉じた環境下で取り進める議論とは物理的に異なるため、通常にも増して「守秘の徹底」に対する認識を高める必要がある。このため、「Web 会議」の状況や「審査の経過」など審査に関する情報が他者に知られることのないよう、審査に携わる審査委員及び審査会関係者は審査に係る守秘、セキュリティ保持について、再認識した上でより厳格に取り組む必要がある。

＜規程第 12 条関係部分の抜粋＞

(審査の方法)

第 12 条審査の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究

(1) 審査の進め方

① 新規研究課題

[研究課題の採択決定までの進め方]

- ア 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、ヒアリング研究課題を選定する。(総合審査)
- イ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ウ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

[各小委員会における採択候補研究課題の決定までの進め方]

- ア 審査意見書の作成 (略)
- イ ヒアリング研究課題の選定 (略)
- ウ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び審査意見書等をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

(a) 時間配分の目安

- (ア) 研究代表者等から研究内容の説明・・・・・・・・・・・・・・・・ 10分
- (イ) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20分
- (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載・・・・・・・・・・・・・・・・ 10分

(b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

エ 採択候補研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(イ)審査基準」により審査を行う。なお、担当委員は、当該研究課題について、研究計画調書、審査意見書及び「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。
- b 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定するとともに、当該研究課題については、「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。
- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

二 基盤研究（S）

[研究課題の採択決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、ヒアリング研究課題を選定する。（総合審査）
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設ける。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
- ③ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、審査区分ごとにヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ④ 運営小委員会は、審査区分ごとに選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

[各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方]

- ① 審査意見書の作成（略）
- ② ヒアリング研究課題の選定（略）
- ③ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料及び審査意見書をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

(a) 時間配分の目安

- | | |
|---------------------|-----|
| (ア) 研究代表者等から研究内容の説明 | 10分 |
| (イ) 質疑応答 | 10分 |
| (ウ) 審議及びヒアリング結果の記載 | 10分 |

(b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

④ 採択候補研究課題の選定

- a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(ア)審査に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「(イ)審査基準」により審査を行う。
- b 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。

なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、基盤研究（S）として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により採否を決定する。

六 挑戦的研究

[研究課題の採択決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、各小委員会に属する審査委員全員が全ての研究課題について書面審査を行った上で、同一の審査委員が合議審査の場で各応募研究課題について幅広い視点から議論により審査し、採択研究課題を決定する。（総合審査）
- ② 各小委員会において応募件数が多数の場合には、審査を円滑に進めるため、当該小委員会を分割して複数の審査組織を設けることができる。この場合、本規程においては、当該審査組織を各小委員会と読み替える。
また、「総合審査」に先立ち、各小委員会は必要に応じて事前の選考を行うことができる。
- ③ 各小委員会に属する審査委員は、別添 7 の評価基準に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

[各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。
- ③ 各小委員会は、採択予定件数の範囲内では採択できないが、挑戦的研究として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
- ④ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

[各研究課題への配分額の調整]

各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

新型コロナウイルス感染拡大等の状況を踏まえた令和2年度特別推進研究、
基盤研究（S）、挑戦的研究の審査方式について

標記の研究種目に係る、科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程の令和2年度審査における特例取扱いは、以下のとおりとする。

1. 特別推進研究

○第2回小委員会（理工系小委員会）

※ヒアリング及び採択候補研究課題の選定合議を実施

1. 小委員会の開催方法

「Web会議」形式で開催することとする。

2. ヒアリングの実施方法

ヒアリングは従前のヒアリングの趣旨を踏まえ、以下の代替方法により実施する。

(1) 小委員会開催前に実施

①研究代表者からの説明

第2回小委員会の開催前に研究代表者に対して以下の資料の提出を求め、小委員会開催までの間に審査委員が当該説明内容を確認することとする。

(a)「説明資料」※20枚程度以内とする。

(b)「説明動画ファイル」

※資料内容に対するナレーションを付した10分間の説明動画ファイルとする。

(2) 小委員会開催当日に実施

②質疑応答（20分）

「Web会議」上に応募者の出席を求め、研究代表者等に対して直接質疑応答を行うこととする。

また、審査委員は、研究代表者が提出した上記(a)「説明資料」を参照することとする。

③審議及び評価（10分）

従前の取扱いと同様とする。

(参考：第2回小委員会における従前のヒアリング実施方法)

①研究代表者からの説明（10分）

②質疑応答（20分）

③審議及び評価（10分）

○第2回運営小委員会

※採択候補研究課題の決定

1. 小委員会の開催方法

「Web会議」形式で開催することとする。

2. 基盤研究 (S)

○第1回小委員会（全21小委員会のうち6小委員会）

※ヒアリング課題の選定合議を実施

1. 小委員会の開催方法

「Web会議」形式で開催することとする。

○第2回小委員会（全11小委員会）

※ヒアリング及び採択候補研究課題の選定合議を実施

1. 小委員会の開催方法

「Web会議」形式で開催することとする。

2. ヒアリングの実施方法

ヒアリングは従前のヒアリングの趣旨を踏まえ、以下の代替方法により実施する。

(1) 小委員会開催前に実施

①研究代表者からの説明

第2回小委員会の開催前に研究代表者に対して以下の資料の提出を求め、小委員会開催までの間に審査委員が当該説明内容を確認することとする。

(a) 「説明資料」 ※20枚程度以内とする。

(b) 「説明動画ファイル」

※資料内容に対するナレーションを付した10分間の説明動画ファイルとする。

(2) 小委員会開催当日に実施

②質疑応答（10分）

「Web会議」上に応募者の出席を求め、研究代表者等に対して直接質疑応答を行うこととする。

また、審査委員は、研究代表者が提出した上記(a)「説明資料」を参照することとする。

③審議及び評価（10分）

従前の取扱いと同様とする。

(参考：第2回小委員会における従前のヒアリング実施方法)

①研究代表者からの説明（10分）

②質疑応答（10分）

③審議及び評価（10分）

○第2回運営小委員会

※採択候補研究課題の決定

1. 小委員会の開催方法

「Web会議」形式で開催することとする。

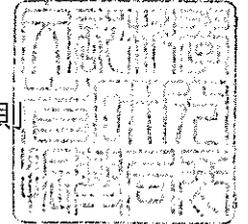
3. 挑戦的研究

規程第12条に定める「総合審査」は実施せず、基盤研究（B・C）等の審査方式である「二段階書面審査」の仕組みを活用する。

2 文科振第 68 号
令和 2 年 5 月 21 日

独立行政法人
日本学術振興会理事長 殿

文部科学省研究振興局長
村 田 善 則



「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」の
令和 2 年度審査における特例」について（通知）

この度、令和 2 年 4 月 30 日付け学振助企第 8 号により、貴会から提出された「令和 2 年度特別推進研究、基盤研究（S）、挑戦的研究の審査状況と今後の審査実施に必要な対応について」等を踏まえ、「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」（以下、「審査の基本的考え方」という。）（平成 15 年 11 月 14 日科学技術・学術審議会決定）の「VI 研究種目別の配分審査の考え方」のうち、「特別推進研究」、「基盤研究（S）」及び「挑戦的研究（開拓・萌芽）」については、令和 2 年度審査に限り、別添「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」の令和 2 年度審査における特例」のとおり扱うこととしましたので通知します。

については、貴法人の「中期計画」（第一の 2 の（1）「科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進」）に従い、審査方針を決定されるようお願いいたします。

「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」の
令和2年度審査における特例

令和2年5月8日
科学技術・学術審議会決定

令和2年4月30日付け学振助企第8号により、独立行政法人日本学術振興会から提出された「令和2年度特別推進研究、基盤研究(S)、挑戦的研究の審査状況と今後の審査実施に必要な対応について」、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の「緊急事態宣言」が出されている現状を踏まえ、「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」(以下、「審査の基本的考え方」という。)(平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定)の「VI 研究種目別の配分審査の考え方」のうち、「特別推進研究」、「基盤研究(S)」及び「挑戦的研究(開拓・萌芽)」については、令和2年度審査に限り、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、今回の審査の基本的考え方の特例に基づき、日本学術振興会が行った審査方法の変更や審査結果等については、審査終了後速やかに科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会に報告することとする。

記

1. 「特別推進研究」及び「基盤研究(S)」について

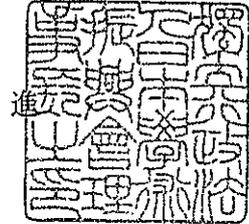
- ・審査の基本的考え方においては、「特別推進研究」及び「基盤研究(S)」に係る補助金の配分については、いずれも、「審査委員全員が全ての研究課題について、個別に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による審査を行う審査方式(「総合審査」)により行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。」としているが、令和2年度審査に当たっては、総合審査及びヒアリングに替わる方法による審査を可能とする。

2. 「挑戦的研究(開拓・萌芽)」について

- ・審査の基本的考え方においては、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」に係る助成金の配分については、「審査委員全員が全ての研究課題について、個別に書面による審査を行った上で、同一の審査委員が多角的な観点から合議による審査を行う審査方式(「総合審査」)により行う。」としているが、令和2年度審査に当たっては、各研究課題について、同一の審査委員が2段階にわたり、書面による審査を行うことを可能とする。

文部科学省研究振興局長 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里見



令和2年度特別推進研究、基盤研究（S）及び挑戦的研究の審査状況と
今後の審査実施に必要な対応について

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）における科学研究費助成事業の配分審査は「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」（平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定）に従って、科学研究費委員会の各審査組織において行っているところですが、今般発生している新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を抑制する観点から、現在、特別推進研究、基盤研究（S）及び挑戦的研究に係る審査会（合議審査）の実施を停止しております。それぞれの研究種目の審査状況は、以下のとおりですが、各研究種目について当初の予定に沿った合議審査を実施し、採択課題を決定することが困難な状況となっており、今後の対応方針として審査の延期、審査方式の見直し等を検討しておりますので、令和2年度に限り柔軟な対応を採ることについてご了承くださいますようお願いいたします。

【現在の審査状況】

✓ 特別推進研究【審査・評価第一部会】

- ・ 2月17日～28日にかけて3系（人文社会系、理工系、生物系）の合議審査を実施し、ヒアリング対象研究課題を選定。
- ・ 3月24日に人文社会系、3月23日に生物系の合議審査（ヒアリングを含む）を実施し、採択候補研究課題を選定。
- ・ 3月30日、31日に実施予定であった理工系の合議審査（ヒアリングを含む）については中断。
- ・ 通常の審査手順に従えば、3系の合議審査（ヒアリングを含む）の結果が出揃った後に、運営小委員会（合議）を実施し、最終的な採択研究課題を決定することになるが、理工系の採択候補研究課題の選定ができていないことから、運営小委員会も開催できない状況。

✓ 基盤研究（S）【審査・評価第二部会】

- ・ 3月11日～31日にかけて延べ21小委員会における合議審査（ヒアリング対象研究課題選定）を実施する予定であったところ、3月26日までに15小委員会が実施でき、ヒアリング対象研究課題を選定済み。
- ・ 一方、3月27日以降に予定していた6小委員会については、実施を中断。これらについて、実施の目途がたっていない状況。
- ・ 4月16日～5月15日にかけて延べ11委員会における合議審査（ヒアリングを含む採択候補研究課題選定）を実施する予定であったところ、3月27日以降の小委員会中断を受け、実施の目途がたっていない状況。
- ・ 通常の審査手順に従えば、上記の延べ11委員会の合議審査（ヒアリングを含む）の結果が出揃った後に、運営小委員会（合議）を実施し、最終的な採択研究課題を決定するところ。

✓ 挑戦的研究（開拓・萌芽）【挑戦的研究部会】

- ・ 12月10日～1月16日にかけて事前の選考（書面審査に進める研究課題の選定）を実施（採択可能件数の原則2倍程度に絞り込み）。
- ・ 3月2日～4月14日にかけて書面審査を実施。
- ・ 5月7日～6月3日にかけて合議審査を実施予定であった90小委員会の実施を当面見送ることについて決定。

【今後の対応方針】

✓ 特別推進研究【審査・評価第一部会】

- ・ 現在、理工系の合議審査（ヒアリング含む）だけが未実施。現時点で再設定の目途はたっていない。
- ・ しかしながら、審査の実施方法を検討するに当たり、特別推進研究としての性格を十分考慮する必要があると考えられ、また、理工系のみ審査方式を変えることは、公平性の観点からも不適切である。
- ・ このため、今後の状況を見極めつつ、審査時期を延期してヒアリングを実施することを基本としたい。
- ・ ただし、感染症拡大防止のための移動や会議の自粛要請等が長期化することなどにより、文部科学省との相談の結果やむを得ないとの判断に至った場合は、理工系のみヒアリングを実施しない方法で採択課題の選定を行う可能性もあると考える。

✓ 基盤研究（S）【審査・評価第二部会】

（ヒアリング対象研究課題の選定について）

- ・現在、ヒアリング対象課題を選定中（21小委員会中6小委員会が未実施）であり、未実施の小委員会については現時点で再設定（実施再開）の目途がたっていない。この点に関しては、全ての小委員会における審査実施状況を揃える（ヒアリング対象研究課題を確定する）ことが重要。
- ・このため、今後の状況を見極めつつ、審査時期を延期して残る6小委員会を実施し、ヒアリング対象研究課題を確定することを基本としたい。
- ・ただし、感染症拡大防止のための移動や会議の自粛要請等が長期化することなどにより、文部科学省との相談の結果やむを得ないとの判断に至った場合は、残る6小委員会について審査委員に集合してもらい実施する合議審査によらない方法でヒアリング対象研究課題の選定を行う可能性もあると考える。

（ヒアリング対象研究課題の選定後の審査について）

- ・ヒアリング対象研究課題を確定後にあっては、特別推進研究と同様、ヒアリングを前提とした審査方式を採用する大型研究種目であるため、審査時期を延期してヒアリングを実施することを基本としたい。
- ・ただし、感染症拡大防止のための移動や会議の自粛要請等が長期化することなどにより、文部科学省との相談の結果やむを得ないとの判断に至った場合は、ヒアリングを実施しない方法で採択課題の選定を行う可能性もあると考える。

✓ 挑戦的研究（開拓・萌芽）【挑戦的研究部会】

- ・現在、各小委員会において総合審査を行うため、事前審査を経て、書面審査を実施中（4月14日まで）。
- ・約90の各小委員会についての実施を当面見送ることについて決定したところであるが、約1ヶ月もの長期間にわたり実施する（約90の）小委員会の日程を再調整することは極めて困難。仮に調整できたとしても、全ての小委員会を中断なく実施できる見通しはたたない。
- ・このため、既に行われている書面審査の結果を活用し、同一の審査委員に相互の評点・コメントを確認して再度評価していただく2段階の書面審査によって採択候補研究課題を選定する方式によることとしたい
- ・なお、審査システムは既存の基盤研究（B・C）の仕組みを有効に活用することとするが、研究種目の趣旨を踏まえた審査を担保するため、各審査委員に対して挑戦性の観点を改めて周知することとしたい。